

令和5年度監査実施方針及び監査年間計画

1 監査実施方針

千葉県監査基準第9条第1項の規定による令和5年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

(1) 本市の財政等の状況

令和3年度の一般会計決算では、30億円の実質収支を確保したほか、実質公債費比率や将来負担比率が低減し、財政状況の着実な改善が図られているが、基金借入金残高が多額であるなどの課題を抱えており、引き続き、財政の健全性の維持に向けた取組が必要である。こうした中、令和5年度の本市の財政見通しは、市税収入の回復が期待されるものの、政令市移行の前後に整備した市有施設の更新等に多額の財政需要が見込まれることに加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響への対応に係る財政需要、少子・超高齢化社会の進展などに伴う社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、引き続き、予断を許さない収支状況になると見込まれている。

このような状況の下、財政の健全性の維持に向けた取組及び行政改革の取組を推進しつつ、基本計画に基づき策定する第1次実施計画の初年度として、事業費の精査を行った上で、事業の着実な推進を図ることとしている。

(2) 監査等の方向性及び重点項目

監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

ア 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、人員、時間等の監査資源を重点的に配分することにより、効果的な監査等を効率的に実施することを基本に、その方向性を次のとおり定める。

(ア) 内部統制の有効性を高めるため、監査等で顕在化した課題等の解決に向け、内部統制担当部局と連携し、改善を促す。

(イ) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点を意識した監査等を実施する。

(ウ) 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しや、チェック体制の改善などを求める。

(エ) 監査等の結果は市民に広報するとともに、職員への効果的な周知を行い、全庁における事務改善に繋げるための方策を検討し、実施する。

イ 重点項目

以下の事務の管理、執行等について重点的に監査等を行うこととする。

なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点事項を定める。

(ア) 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案であって、金額的影響度等の量的重要性や、行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保等の質的重要性が高いもの

(イ) 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業

(ウ) 他の地方公共団体で問題となった事案及びマスメディアで報道されるなどにより市民の関心が高い事案

2 監査年間計画

千葉県監査基準第9条第2項の規定による令和5年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

(1) 監査等の種類等

令和5年度の監査等の種類、目的及び対象は、次のとおりとする。

なお、対象の選定に当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

ア 定期監査

(ア) 事務事業監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項）

財務監査（(イ)の工事監査を除く。）及び行政監査を合わせて事務事業監査として実施し、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、総務局、市民局、保健福祉局、経済農政局（農業委員会事務局を含む。）、中央区役所及び緑区役所（区選挙管理委員会事務局を含む。）、病院局並びに選挙管理委員会事務局が令和4年度及び5年度に実施した事務事業とし、第1期及び第2期に分けて監査を実施する。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務事業又は他の部局が実施した事務事業も対象とする。

(イ) 工事監査（法第199条第1項及び第4項）

市が執行する工事等（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。以下同じ。）及び関連する事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、技術面から適正に行われているか監査する。

監査の対象は、令和4年度に執行した工事等のうちから、工事種別、用途、構造、契約内容等を勘案して選定することとし、第1期及び第2期に分けて監査を実施する。なお、必要がある場合は、他の年度に執行した工事等又は他の部局が執行した工事等及び関連する事務も対象とする。

イ 財政援助団体等監査（法第199条第1項、第5項及び第7項）

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

監査の対象は、令和4年度に行った財政的援助等のうちから、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務又は他の部局が実施した事務も対象とする。

ウ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（法第233条第2項）

市長から審査に付された令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。加えて、財政状況及び財産管理についても審査する。

エ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された令和4年度公営企業会計決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。加えて、経営状況についても審査する。

オ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

市長から審査に付された令和4年度の美術品等取得基金運用状況報告書について、計数が正確であり、同基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

カ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

キ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業、下水道事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているかなどを検査する。

ク 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

市長が作成した令和4年度内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

ケ その他の監査

アからクまでに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

(2) 各監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、次の表のとおりとする。

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|----|----|----|----------|----|--------|-----|-------------|-----------|----|----|
| 事務事業定期監査（第1期） | | | | | | | | 同（第2期） | | | |
| 工事定期監査（第1期） | | | | | | 同（第2期） | | | | | |
| 決算審査及び基金運用状況審査 | | | | | | | | | 財政援助団体等監査 | | |
| 健全化判断比率等審査 | | | | 例月現金出納検査 | | | | 内部統制評価報告書審査 | | | |

(3) 品質管理

ア 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、千葉市監査基準、令和5年度監査実施方針、本計画及び実施計画に基づき適切に実施されているかを管理する。

イ 手続

令和6年3月の監査委員会議において、確認及び評価を行う。あわせて、令和6年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に中間的な確認及び評価を行うものとする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員4人で監査等を実施し、事務局長以下職員18人が補助する。